

[事案 21-68] 保険料前納遡及取扱請求

- ・平成 21 年 10 月 14 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 23 日 裁定終了

< 事案の概要 >

75 歳時に「保険料払込終了制度」があることの説明・案内を受けていないため、79 歳になるまで同制度について知らなかった。75 歳に遡及して払込終了制度を適用して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 3 年に終身保険に加入したが、平成 20 年 3 月頃(79 歳)、保険内容見直しの際に、75 歳時点で「保険料払込終了制度」(以下「本制度」という。)があることを担当者から聞かされた。

そこで、75 歳時(平成 16 年 1 月 1 日の契約応当日)に遡って、「保険料払込終了制度」の適用することを申し出たが、保険会社は、79 歳時(平成 20 年 1 月 1 日応当日)に遡って、本制度を適用することを承諾したものの、75 歳時までの遡及は認めてくれない。

下記の理由により納得できないので、75 歳に遡って本制度を適用することを認め、同時期の本制度適用を前提とする補充保険料 840 万円と全期掛特約保険料 56 万余円を支払うので、申立契約の保険料払込を終了することおよび経過保険料 812 万余円を返還して欲しい。

- (1) 4 年前の 75 歳時に本制度により保険料の払込みを完了していたら保険料が約 840 万円で済んだが、79 歳時(平成 20 年 1 月)に遡及してくれても、契約者の保険料負担は 75 歳時適用に比べ約 394 万円増加する。
- (2) 保険料払込終了制度について、営業担当者や毎年送られてくる通知文者による本制度に関する案内がなかった。事前に案内を受けていれば、75 歳の時点で、本制度を利用していたと思われるが、保険会社から文書や営業職員等を通じて事前の案内がなかったため本制度を利用する機会を逸した。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、75 歳時に遡っての「保険料払込終了制度」の適用という請求に応ずることはできない。

- (1) 約款の規定上、保険会社は当事者の申し出を受け、保険会社の承諾により、本制度の適用をすることになっており、保険会社が本制度を契約者に個別に事前に案内する契約上の義務はない。
- (2) 実務上も保険会社が契約者の意向や事情を個々の契約について把握した上で当制度についてご案内することは不可能なため、「保険料前納」「保険料払込方法変更」等の手続と同様、本制度は契約者の申し出を受けての手続きとしている。
- (3) 設計書上の本制度の案内として、「たとえば 850 万円をお払込みいただきますと、保険料の払込みは終了し、生涯 3,000 万円の保障が継続します」と記載されているが、これは 75 歳時に本制度を利用いただいた場合の案内を例示したものにすぎず、75 歳時の制度適用を約束するものではない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立契約の約款規定によれば、本制度を利用するためには、「契約者が」、「相手方会社の承諾を得て」、「相手方会社の定めるところにより」「保険料払込期間の変更をする」ものと解釈され、制度利用の意思表示の主体は契約者にあると判断されることから、

契約者の制度を利用する意思表示の前に、保険会社から各契約者に通知をすべき義務は、約款上は認められない。

さらに、本制度の利用にあたっては、約款の規定上、保険契約者の利用の意思表示に対して、「相手方会社の承諾」が必要であり、変更方法も「相手方会社の定めるところによる」ものとするところになっている。

- (2)パンフレット、設計書、ご契約のしおり・約款には、本制度の案内が記載されており、申立人はこれを認識しうる状態であった。相手方会社は、79歳の申立人の本制度利用の申し出に対して、79歳（平成20年1月1日応当日）からの本制度の利用を承諾したものであり、相手方会社の対応は、格別不当なものとは考えられない。
- (3)申立人は、同時期に申立契約と同一内容の保険に加入した妻（75歳）が、申立人と同時期に本制度の利用を申し出たところ、75歳時に遡って妻に本制度の適用を認めたので、申立人にも75歳に遡って本制度を適用すべきであると主張していると解されるが、約款上、本制度の適用を承諾するか否か及びその方法は、保険会社の意思によるものとされおり、保険会社が、申出時に75歳応当日から約3ヶ月しか経過していない申立人の妻についてのみ、「特定の契約者に対する利益供与ではない」と判断し、本制度の適用を認めたことは、不適切な取扱いとはいえない。
- (4)保険設計書には、「たとえば、75歳時に約840万円をお支払いいただきますと、保険料のお払い込みは終了し、生涯3,000万円の保障が継続します。」と本制度の記載があり、75歳時の同制度の利用についての記載があるが、文中に「たとえば」と記載されているとおり、同記載は例示にすぎず、保険会社が、75歳時に本制度を適用することを約束しているわけではないことは明らかである。